

令和4年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第3回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和4年8月8日(月)9時55分～11時45分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員 (2名)	松枝千鶴 山本晃正 (敬称略)
	労働者代表委員 (3名)	喜納浩信 白石裕治 日高実禎 (敬称略)
	使用者代表委員 (3名)	岩重昌勝 瀬平秀人 濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (3名)	中村労働基準部長 勝田賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について	
	2 その他	
配付資料	1 令和4年度地域別最低賃金の審議・決定状況	

○ 山本部会長

ただ今から、令和4年度第3回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催したいと思います。
先ず、本日の部会の成立の状況につきまして、事務局より報告をお願いします。

○ 勝田室長

本日は、公益委員の原田委員が欠席されておりますが、8名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 山本部会長

ありがとうございます。本専門部会は有効に成立しているということですので、早速、前回から引き続いた審議に入りたいと思います。
まず、事務局から本日の配布資料につきまして、説明をお願いいたします。

○ 勝田室長

本日配布の資料について、ご説明いたします。

資料1は、令和4年度地域別最低賃金の審議・決定状況でございます。

こちらは、本日、朝の段階で当局において把握しているものを取りまとめたものでございます。

目安ランク別に都道府県を分けて、前年度決定状況、改定最低賃金額、引上げ額、目安、目安比較、結審年月日、効力発生予定年月日について、掲載しております。

現在、22の労働局で結審しております。

Aランクについては、Aランクに属する6労働局、すべての労働局において、目安どおりの

31 円引き上げで結審しております。

Bランクについては、Bランクに属する 11 労働局のうち、7 労働局において結審しており、目安どおりの 31 円引き上げが 5 労働局、プラス 1 円の 32 円引き上げが 2 労働局となっております。

Cランクについては、Cランクに属する 14 労働局のうち、7 労働局において結審しており、目安どおりの 30 円引き上げが 6 労働局、プラス 1 円の 31 円引き上げが 1 労働局となっております。

Dランクについては、Dランクに属する 16 労働局のうち 2 労働局において結審しており、秋田局が目安プラス 1 円の 31 円引き上げ、熊本局が目安プラス 2 円の 32 円引き上げとなっております。

効力発生予定日は、いずれの局も、10 月 1 日となっております。

以上でございます。

○ 山本部長

ありがとうございました。ただ今の現在の全国の結審状況につきましての報告について、何かご質問等ありますでしょうか。どうぞ。

○ 濱上委員

Dランクの秋田と熊本ですが、ここの結審の状況はお判りでしょうか。

○ 勝田室長

結審の状況は、Dランクの秋田は使用者側反対、熊本も同じく使用者側反対で結審しております。

○ 濱上委員

はい。ということは、採決があつて、公益見解があつてという流れですね。わかりました。

○ 山本部長

ほかにご質問ありますでしょうか。私から、これは一応本審で出したということによろしいでしょうか。部会でという意味でしょうか。

○ 勝田室長

中には、6条5項を適用しているところもありますが、本審で結審したものになります。6条5項を適用していない専門部会のみ結審については、資料には記載されておられません。

○ 山本部長

Dランクでは、それはあるのでしょうか。

○ 勝田室長

Dランクでは、ありません。

○ 山本部長

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これ以上のご質問はないものとして、早速、前回労使双方からいくつかの資料、あるいは、現場からの資料に基づく現実の声なども紹介をされたうえで、それぞれ具体的な金額の提示がなされております。労側からは 36 円の提示があり、使側からは 20 円の提示があったかと思えます。まだこの差が 16 円ありますので、まだ隔たりが大きいということで、今回はこれ以上の審議は難しだろうということで、1 回間を置きまして、今日もう 1 回新たに提示をしていただくということにしてみました。双方どれだけ歩み寄れることが可能かということをもう 1 度お持ち帰りご検討いただきたいとなっていたかと思えますので、今日は、その結果をそれぞれ述べていただけたらと思えます。まず、労側の方からお願いできればと思えます。

○ 白石委員

前回の説明を補足させていただきます。前回、松枝委員の方から、一部の熊毛の方がという話をしましたが、ハローワーク熊毛が出しているパート募集というところから、データを算出しておりますので、よろしく願います。

主張的には、前回述べたとおりですが、やはり消費者物価のところで、基礎的な支出、いつも買うようなところで物価が上がっているということと、鹿児島の場合、離島を相当抱えておりますし、前回話しましたように、特に、灯油で 461 円、ガソリンも 15 円、軽油などガソリンを筆頭に価格も相当上がっております。やはり、最低賃金のところで、離島を抱えているところがありますし、もう目に見えております少子化をどういうふうに鹿児島県としてどういうようにもっていくのだと明確に県民の方に示していかないと人の流れがどんどん移ってしまうというようなところもございします。前回、使用者側からも出ましたが、配偶者の控除だとかというようなことはわかりますが、やはり目線が、まだご主人が働いていて、家計の補助的なところで働いているパートというような認識から、やはり、今はシングルマザーを含めて、生活保護を受けている対象だとかそういうところと比較していかないと、単にご主人さんが働いていて、それを補助的なところで足しにという言葉がいいかわかりませんが、そういう視点を変えていかないと今後鹿児島の人々の流れ的なことも踏まえて、やっていかなければいけないと思っております。国の方には、配偶者控除も含めて上限のところは、議論の対象が違ふと思えますので、最賃は、最賃の考え方の立場で、やっていきたいと思っております。生活保護の観点からいきますと、時間給の労働時間も働き方改革というところで、年々多少ではあります、働く時間の短縮もございします。その比較的なところも、私どもは、県の毎勤の調査の方で出しておりますので、その実態に合った考え方を基にしながら、県民の生活を守るというところでやっていかないといけないと思っております。賃金の方に関しては、日高委員の方から説明いたします。

○ 日高委員

先週検討してくださいということでしたので、少し議論もさせていただきました。言われたとおり 36 円ということで、提起したところですが、先ほど事務局の方からも報告がありましたとおり、他県の動向なども見据えながら、同じ D ランクである隣県の熊本の 32 円も意識し

ながら、1つは、地域間格差をどう埋めていくのかというのが課題だろうと思っています。そういった意味合いもあって、32円かなと受け止めております。したがって、鹿児島としてA、Bランクとの地域間格差の是正は必要だと思っておりますし、金曜日に述べましたとおり、離島を中心とした物価高の影響が、働く者へ直接影響して、今後冬の灯油などを使う時期になると、ロシアのウクライナへの侵攻が、どれだけ影響するのか、また、現在石油価格に対して政府が、補助を出しておりますが、これが果たしていつまで続くものなのか不透明なところがあって、冬に向けて一段と厳しくなるというのは目に見えているような状況もありますので、いろいろ考えましたところ、34円でどうだろうかと考えているところであります。

○ 喜納委員

前回、欠席してすみません。打合せで話を聞いていますので、34円それでも、正直今回の物価からしたら、実質可処分所得が減って、生活水準は落ちると私は思っています。それでも、歩み寄りしないと決まらないので、労働者側としても34円、なんとか使側の方も理解いただけないかと思っております。毎回言って申し訳ありませんが、最低賃金、もちろん社会に与える影響は大きいので、1つは、821円が本当に生活できる賃金なのか、フルタイムで働いて13万少しです。大体ダブルワークするか、公的手当をもらうか、そうしないと生活できない賃金であるのは確かなのです。ぜひ、一生懸命働いて、フルタイムで働いた方が生活できる賃金を目指したいというのが、使用者側、労働者側、それから、政府もそう思って、過去にない高い目安を示したのだということも理解していただけたらありがたいと思います。それともう1つ、106万、130万、160万といろんな課題はありますが、今後パートといわれる方々も、戦力化して、上げるのであれば、生産性を上げるための教育をするなり、仕事の目標を設定するなり、全然かまわないと思っております。それをして、稼働を超えるような年収にしていけることが、日本が目指すことだろうと思っております。今、労側の国会議員の方で、この130万とか、仮に、社会的保険を将来受けとれる。それも、必要なもので、単純にそれを引き上げるということではなくて、どのバランスがいいのか議論が私は遅いと思っておりますが、やっと始まっています。それを後押ししながら、どうやったら、それを最低賃金で働く方々の、今後を日本全体として考える機会だと思っております。ぜひ使側の皆さんには、パートの戦力化を図るそういう思いで、この最低賃金の引き上げに臨んでもらえたというのが、労側の思いです。もう1つ、先週、製造の方の組合と話をしましたが、正直製造の現場、2月に原材料費が上がって、若干製品に上乗せをしたのですが、また6月に原材料費が上がって、特に今回については、取引先から原材料費の引き上げが、何か月ごとにやってくる。通常は、あっても年に1回とからしいです。今年は、その状況は違うとはっきり言っていたので、これはもう日本全体で考えるしかないのですが、やはりもっと価格転嫁できる仕組みを作らないといけない。仕組みなのか、考えなのか、サプライチェーンの問題なのか、いろんな問題があるのですが、中小厳しいのは実感しています。それで、消費の価格、サービスの価格が上がれば、もちろん賃金を上げていかないといい循環ができないので、このままいくと消費が落ちるという役割も含めて、お互い最低賃金の意味を考えていただければ、大変ありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 山本部長

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。今、労側からは、36円から34円とご提示があったかと思いますが、今のご提案につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、使側からご提案お願いいたします。

○ 濱上委員

今回、改めて中賃の小委員会からいわゆる労働者の生計費、労働者の賃金、それから、通常の事業の支払い能力をきちっと見ながら、いろんなことを決めていく。そして、地方もそうしてくださいとあったと思います。それに基づいての目安だったのだらうと思いますが、やはり我々とすれば、生計費に重きを置きすぎているのではないかという印象を持っております。今、各労側の委員のお話がありましたが、例えば、離島においても、もちろん生活をする方も大変ですが、事業をする方々も、原材料費、エネルギー、原油についても、非常に苦しい思いをしていらっしゃるわけです。そういった方々のことを考えると、やはりいつも言っておりますが、上げられるところは本当に上げてほしい。上げる必要があると言っております。余裕があるところは、上げてください。ただ、どうしても上げられないところがある。そういった意味では、通常の事業の支払い能力を我々は見ざるを得ないです。後ほど、いろんな議論をしていきたいですが、本当に事業自体が立ちいかなくなる恐れをもっております。そういった意味で、3つの要素があるのですが、私どもとすれば支払い能力を重視した審議をしていかなければという認識でおります。金額ですが、今回データとか指標に基づいて、議論していきましょうということでありまして。目安の小委員会で、今年度の各ランクの引き上げ額の目安を検討するに当たっては、3.3%を基準とすることが適当であるとはっきり書いてあります。私どもとしては、3.3%は非常に大きいですが、目安をある程度尊重しなければいけないので、この3.3%を821円に乗じた額で、27円という数字がでますので、前回から7円引き上げて27円という数字を提示したいと思っております。以上です。

○ 山本部長

ほかの委員の方はよろしいでしょうか。

それでは、今、使側の方からは、議論が生活費に重きを置きすぎていて、それを支える企業側の支払い能力の問題がかなり深刻だという指摘のうえで、中賃の目安審議の中で示されました3.3%を最低限考慮して、前回から7円プラスして27円という提示があったかと思いますが。

34円と27円で、まだ間に7円の開きがございます。このままでは、これ以上すり合わせることは、難しいと思います。まず、双方からのご意見について、それぞれから何か補足、あるいは、先方に対するご意見ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○ 日高委員

濱上委員から、企業の存続の話、三要素のところの話がございましたが、やはり、最賃の審議会では、何を目的に議論をしていくのだということ。労働者の生活がやっつけられるのか、いけないかという議論が本筋だろう思っております。そのうえで企業も、最賃を上げることで、成り立つのか、成り立たないのかという議論出てくるものと思っております。その議論は違うところで議論すべき課題だと私は思っております。厚生労働省のほかの会議の場であったり、

経産省であったり、政府であったり、そこを一緒に議論するとそこで折半というのは違うのではないかと正直思っています。それと、3.3%の話もいわゆる加重平均で3.3%ですから、例はもっと高かったです。単純に3.3ということでないかと私どもは受け止めています。以上です。

○ 山本部長

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。どうぞ。

○ 岩重委員

ただ今、日高委員の方から労働者が生活していけるのか否かというようなお話が出ましたが、私どもとしたら、政府がどうのこうのと言ったところで、企業が支払っていけるのか、存続していけるのかということが議論の中心でして、今の3.3%も上げねばなりませんよという前提なので、仕方なくそれに応じているだけで、本音のところはゼロです。その辺のところについての論拠は、まず企業としたら支払い能力、どこまで行っても原資がないことには、賃金の支払いはできませんし、増額もできないわけなので、ここにありますのは、7月8日の帝国データバンクの資料です。調査結果の要旨として、1、コロナ融資企業の27%が借入れ依存70%超え、過剰債務の副作用顕在化。2、最も割合の高い業種は、旅館、ホテルの74%、業績厳しいBtoC業種が上位に。3番目が、今年から返済本格化のコロナ融資、返済原資のない中小企業のあきらめ倒産増懸念とあります。特に鹿児島の場合は、観光云々ということで、インバウンドいうところが中心でした。旅館、ホテル、それに伴う飲食、これは非常に影響が大きい。また、パートとか、最低賃金もこの辺から張り付いてきているというような実態があります。また、読まさせていただきますが、コロナ融資の副作用が顕在化しつつある。コロナ融資を導入する企業のうち、2019年から21年の財務状況が判明した約2万6000社の財務状況について調査した結果です。その下にも書かれておりますが、コロナ融資を受けた企業では、業績の悪化と借入金の増加を背景に、企業の債務負担が急速に膨張している。企業の土地や建物といった総資産のうち、借入金占める割合について調査を行った結果、一般的に50から60%以内が目安とされ、70%以上は倒産リスクが高い警戒すべき水準とされるが、融資を借りている企業の借入依存度平均は50.9%に達した。企業の約27%が資産の70%以上の借入金で調達している。イコール過剰債務状態ということです。コロナ融資企業の4社に1社が倒産懸念の高い倒産予備軍だった。全国200万件、40兆円に上る無利子・無担保融資、いわゆるゼロゼロ融資ですが、なんとか下支えする命綱で、これまで倒産を抑制してきたが、こうした手厚い支援の副作用が、返済能力を大幅に超過した債務を抱える企業を生み出す過剰債務問題として顕在化しつつある。業種別にみると、借入れ依存度が70%を超えている割合が最も高いのは、旅館、ホテルで、コロナ融資企業の7割超に上った。旅館、ホテルでは、借入金総資産を上回る債務超過の割合も21年で3割超を占めており、旅館・ホテルでは、需要の消失による運転資金需要を借入金で賄ってきたなかで、過剰債務の深刻さが増している。旅館、ホテルに次いで高いのは、居酒屋の65%だった。その次が、中古車販売の61%、ラーメン店、中華料理が58%、すなわちBtoC、ビジネスのほうからいった顧客にいくこの業態のところが顕著である。債務超過になりますと、ご存じのように銀行はお金貸せませんので、金融庁の指導で、どんなに事由があろうが、債務超過になったら、銀行は貸すなというのが、政府の通達で、この辺のことをお上がどうこれから対処していくのか、非常に興味ありますが、今のところ楽観視で何とか

してくれるであろうということで、我々は言えません。まず、これは昨年度の 2021 年度の最賃が前提できていますから、またここで、30 円の云々とか上げたことで、戻ってくる従業員の方にそれを支払うことは、可能なかどうかこれは本当に厳しいであろう。企業としての存続を考えなければいけないのだろう。それから、今年から返済本格化のコロナ融資、返済原資のない中小企業のあきらめ倒産増懸念、コロナ出資を受けたと回答した約 5000 社のうち、返済に不安を抱えているとの回答が約 1 割に達した。このうち、既に数社が経営破綻しており、逆風下にあった事業者の命綱となってきたコロナ融資が、業績が回復しない中小企業の資金操りをより苦しめる要因となっている。6 月時点で既に前年の件数を上回っている。これまで減少を続けてきた倒産動向は、早ければ今夏にも本格化するコロナ融資の返済が追い打ちとなり、先行きが見通せず、あきらめによる倒産が急増する可能性が高まっているということで、先ほど、濱上委員がお話しましたが、上げられるところはどんどん上げていって、優秀な人材をどんどん迎え入れる。それは、当たり前のことですから、我々がそれを止めもしません。特に、熊本がプラス 2 円、これはやっぱり、熊本は福岡県と同じなので、福岡にどんどん人を取られるから、その辺のところで、少しでも高くして防衛しなければいけない。それと、熊本で計画されているソニーと台湾の企業の合弁企業の半導体、あそこで非常に高額の賃金で、労働者を一生懸命集めています。非常に我々中小零細では太刀打ちできない金額に。そういったことがあるから、当然熊本の方としても、少しでもということがあったのだろうと思います。しかし、だからといって、我々が能力を越して、出来もしない金額の調停はできません。しかし、国の方で 3.3%目安にということで、お話なので、何とかそれであれば、最低でも努力を啓蒙しようということから、27 円を提示差し上げたことです。よろしく願いいたします。

○ 山本部長

ありがとうございました。どうぞ。

○ 瀬平委員

今の説明に補足します。7 月 21 日付けの東京商工リサーチのウイークリートピックスがありますが、その中でも、今おっしゃられたような話が出てきて、小規模零細企業が中心だった倒産が、やや中堅規模にシフトしてきている。そして、資材高騰によって受注の先送り、見送りが倒産にも影響を及ぼしている。価格の上昇分を転嫁できていない企業が、61.7%に上っている。資金繰りが厳しい企業が、段々増えてきている。そういうことで、ウイズコロナやアフターコロナにシフトする中、過剰債務を抱えた企業の増加を踏まえると、倒産はこれまでの低水準から反転して緩やかではあるが、次第に中堅企業を巻き込みながら増勢に向かうというような分析が出ております。それと、県内に関しましても、信用保証協会のデータですが、これまでコロナの関係でゼロゼロ融資が、すでに返済をされているのですが、令和 5 年度に見込まれる大量の返済開始保証先に対する早めの状況把握が重要だというのが、今返済が起きている来年度に返済が始まるのは、約 53%、そのうち 6 割が据え置き期間 3 年、令和 5 年に返済が開始となっているということで、非常に我々が懸念していることで、来年度大量に倒産するところが出てくるのではなかろうか。それで、政府とか、県に対しても、何とかリスクとかそういうところで、支援をしていただけないかという要望もしようとしているところです。そういう状況であります。さらに、6 月の東京商工リサーチでも、これは鹿児島県の分析ですが、

県内でも全国と同様に、中小企業を中心に次第に中堅企業を巻き込みながら、倒産は業績の回復が遅れた企業の息切れが押し上げる格好で、増勢を強める可能性が強まってきているのが出ております。最後ですが、全国商工会連合会が、今年の3月23日に出した調査結果ですが、その結果で雇用情勢に関する事業者からの声ということで、アンケート調査より抜粋とありまして、まず材料費、人件費が上昇しているが、価格転嫁ができず、利益の確保が難しくなっている。急激な賃上げは、更なる収益を悪化させる要因となるため、中小企業には打撃が大きすぎる。千葉県は建設業の方。雇用を守るため時短で人件費を抑制するなど要請しているが、観光客の減少により売上が大幅に減少している。これ以上最低賃金を引き上げられた場合、事業を継続できない可能性がある。これは、沖縄県の製造業の方。他県に比べて賃金水準が低いことは理解しますが、経済の回復がないまま賃金が引き上げられると企業は、単純なコスト増となり、逆に成長の妨げとなる。経済が十分に回復した後に、賃金の引き上げを考えてほしい。これは、佐賀県の飲食、宿泊業の方です。このように、非常に企業も生きていくうえでは、大変な状況でございます。労働者側としても、生活するものとしては、本当に私も思いますが、賃上げは必要かなと見合う分はです。ただ、上げ幅については、議論をしながら、両者で歩み寄りながら協議していかないと。企業の方も生活をされているので、そして、鹿児島は大規模な企業ばかりではないので、その辺も考えていただきながら、最低賃金の設定をしていただければと思います。以上です。

○ 山本部長

ありがとうございました。ほかに何かご発言ありませんでしょうか。どうぞ。

○ 濱上委員

今、御二方からも倒産の話、廃業の話をさせていただきましたが、何もすぐそうなるわけではなくて、事業主、経営者も必死の努力をもちろんやっています。必死の経営努力をやったうえで、こういう結果になる。経営努力の1つということで、残念ながら人件費に手を付けざるを得ない。前回お示ししましたが、労働分配率というのは、本当に小規模事業場は9割くらいになっています。そういった中で、さらに大幅に引き上げられるとこれはどうしても雇用に手をつけなければいけない状況になるわけです。事業存続のために雇用を手をつけなければいけない。それは、事業主にとっても辛い話であります。最低賃金と雇用調整の話は、きちっとした学説はないようで、いろんな研究成果が出ているわけですが、最近の新聞報道の話ですが、東京大学の川口先生、労働経済学の先生の研究成果によると、最低賃金が10%上昇すると、19歳から24歳の年齢ですが、男性の就業率が9ポイント減るとこれはきちっと確認されたと報道が出ておりました。近年は、最低賃金の引き上げ幅は大きくなっていますので、雇用喪失の影響というのも非常に心配されます。お隣韓国が、大幅な引き上げによって、その後は大変な失業率です。そういった実例もあるわけですので、引き上げはいいと思うのですが、あまりにも急激な引き上げとなると、どうしても雇用に多大な影響が出てくる。雇用調整だけではなくて、ついには倒産、廃業という残念な結果になるというのを恐れているというのも追加でお話しさせていただきます。

○ 山本部長

ありがとうございました。ほかに何かご発言ありますでしょうか。どうぞ。

○ 喜納委員

使側の方がおっしゃったことは、もちろん僕らも民間で働いているから、あると思っています。もちろん経営者の皆さんが適正に利益を上げるために必死に経営なされていることも知っております。ただ、まだやり方だったり、いろんな手立てがあると私はまだ思っております。コロナに関する公的な借り入れについても、労側の国会議員は先送りしたり、減速する働きかけもやっておりますので、ぜひ使側も自民党に言ってほしいと思いますし、すべきだと私も思っております。競争があるという中で、きちっと利益を上げて継続している事業者もあるということをお僕は思っております。それから、有効求人倍率も、水準的には1.3を超えているところですし、その実態の中で、今たまたま私の関係する組合で、会社清算で組合員、従業員合わせて300名の雇用が失われるということが現実になりましたが、今その条件の交渉の話をしてはいますが、それが決まる前にすでに募集の話が、300人を上回る数が、もちろん労働側、働く側も違う仕事に移る、住む場所も違う可能性がでてくる。賃金も下がるいろんな要件はあります。ただ、同業者でぜひ働いている方を引き受けたいと、そこはきちっとできているから、引き受けるということでもありますので、雇用情勢に対しましても、そういう経営のところに雇用が移る。それは、私もやむを得ないと思います。今、雇用が不足している中で、厳しい経営が成り立たないところは、申し訳ないけれども清算して、きちっと賃金を払っていただける企業に移ることは、働く側もやぶさかではないと思っております。それから何回も言いますが、あまりにも今までの最低賃金が低かったということが、労働側の一貫としての考えだと申し述べておきます。821円で、172時間働いて、本当に生活できますかというのが、継続して私は皆さんの方に理解をお願いしたいと思っております。以上です。

○ 山本部長

ほかは。どうぞ。

○ 日高委員

今、宿泊の関係、ホテルの関係の人たちと話をすると、やはり経済を動かしている関係もあって、9月以降の修学旅行者も含めて非常に良いと言っています。これが落ちないかというような心配はあるというような状況です。現に、甲子園で野球やっていますが、予約制になっていますが、普通にやっているわけです。それと、コロナ融資の関係がございましたが、第1回の専門部会の中で、業務改善助成金の関係が、鹿児島が少ないですよという質問が部長の方からあったかと思えます。あの時は、周知が足りないのではないかという議論があったと思います。私は、どうも考える中で、いくつかあるのではないかと。いうにほかのところから融資を受けている。もしくは、余裕があって借りなくてもいいのだということ。もしくは、いうほど悪くないのだとか、いくつかの要因があると思っていて、逆に言うと、助成金ほとんど借りていないわけですから、コロナ融資を受けているところも、助成金を借りる余裕があるという見方ができるのではないかと実は思っております。以上です。

○ 山本部長

ほかはいかがでしょうか。双方それぞれ状況認識の違いがあるかと思しますので、様々なご意見が出されたかと思えます。ただ、金額としては、7円の格差がございますので、このままここですり合わせをすることは難しいと思しますので、ここから個別の協議に入りたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部長

それでは、一旦退出をお願いいたします。

(個別協議)

○ 山本部長

それでは、平場の議論を再開したいと思います。ただ今、労側、使側双方からさらに金額を摺り寄せていただくための個別の協議をしております。その結果としては、現時点で、労側が34円からすぐという提案があったわけではありません。34円からさらに摺り寄せてという可能性は示されたと思えます。使側も、最初の20円から27円と7円の摺り寄せをしていただいた後、さらにこれをもう一度摺り寄せるという提案はありませんでした。中賃の目安は意識しておられるとのことですが、今の時点で、ご提案は難しいというお話でありました。双方それぞれ、労側は生計費、離島での生活といった観点からの話、使側の方は、支払い能力、コロナ禍の借入金もあって、倒産の危機に瀕するそういった企業も今後どんどん増えていく恐れもあるというところから、支払い能力を無視して議論を進めるわけにはいかないといったような立場も表明されたと思えます。ということで、結果的に今日、これ以上議論を擦り合わせていくのは難しいと判断しますので、次回、もう1回議論をして、時間をおいて再度ご提案をいただきたいと思っております。その日程ですが、当初の予定ですと10日の10時からということですが、事務局の方で9日に議論の可能性もできる日程は組まれております。ただし、9日の場合は、本審がその後開けませんので、結果的に本審で決着するのは、10日にならざるを得ません。という状況で、公益としては、いろんな論点は出ておりますので、金額の具体的な摺り寄せとなるかと思えますし、また、他局の状況も必ずしもDランクで、2つしか結審しておりませんので、明日の午前中に結審するところが、出てくるということはなさそうですので、10日の再開と思っているのですが、いかがでしょうか。

労使双方、次回の10日でまとめていくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部長

それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。2日後の再開となるかと思えます。最後に、その他ということで事務局からありましたら、お願いいたします。

○ 勝田賃金室長

特にありません。

○ 山本部会長

それでは、8月10日の午前10時から、この場所で再開をしたいと思います。よろしくお願
いいたします。

それでは、最後に議事録確認者を指名します。労側は白石委員、使側は濱上委員にお願い
します。

本日の専門部会は、これで閉会します。どうもありがとうございました。